

# 《重要!!》 再度、必ず確認してください!! 施設類型の指標やリハ会議等に 関する Q&A 等

《 介護保険最新情報 Vol.773・796・809・816 関連 》

この間、新型コロナウイルス対応として厚労省から Q&A が出されております。

## 【老健施設の施設類型に関する指標の取扱い】

都道府県等の要請又は老健施設が自主的（要：事前に都道府県等に報告・記録）に以下を行った月は、各 10 指標の算出月から除いて算出できます。

1. 入退所の一時停止（含む一部停止）
2. 通所リハ等、併設サービス事業の全部又は一部の休業

（参照 Q&A：介護保険最新情報 vol.796 vol.816）

## 【リハビリテーション会議の開催について】

そもそも「サービス担当者会議」に参加すれば「リハビリテーション会議」を開催したものと良いとされております。その「サービス担当者会議」については、地域において感染者が発生していない場合でも、利用者の自宅以外の開催や電話・メールなどを活用して情報共有をするなど、柔軟な対応が可能とされています。（参照 Q&A：介護保険最新情報 vol.454 vol.773 vol.809）

上記新型コロナに関するページを作成しましたので、**詳細はこちら**でご確認ください。

**ここから** ⇒ <http://www.roken.or.jp/archives/20874>

~~~~~ 《 コロナ以外の周知 》 ~~~~~

## 【民法改正に伴う約款等の修正について】

民法改正に伴い、2020年4月以降、新たに老健施設に入所等される際に締結する約款等においても、身元引受人（保証人）が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額」を定める必要があります。

老健関係の約款雛型は ⇒ <http://www.roken.or.jp/member/archives/category/member>

**公益社団法人全国老人保健施設協会**

<http://www.roken.or.jp/>